農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 4年 3月

鶴居村

目 次

第1		農業経	[営]	甚盤	の強	化の	促進	に関	する	基	本的	な方	前向	• • • •	••••	••••	• • • • •	• • • • • •	••		1
第 2 1	$ \begin{array}{r} 1 \\ 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \\ 6 \\ 7 \\ 8 \\ 9 \end{array} $			豊型型型型型業業芸の(((((((((()))	類経経経経経経繁作菜	ご牛牛481245種付	の000000000000000000000000000000000000	率))))頭頭頭) h a)				景 経 素 経	営 <i>0</i>)指标 ····································	漂					1234567
第3		農業経 関する	営	農の	類型	ごと	の新	たに												1	9
第4		効率的関する																		1	9
第5	1	農業稻 . 利用 . 農用	権詞	没定	等促	進事	業に	関す	る事	項		.) 場 示		• • • • •	• • • • •	• • • •	• • • • •	 		2	
			はのま	甚準	その	他農	用地	利用	改善	事	業の	実施	頭の基	準に	2関	する	事項	頁	••	2	9
		,, ,, ,	とけっ	て行	う農	作業	の実	施の	促進	生に	関す	`る事	項	• • • • •	••••		• • • • • •		••	3	5
			色に	関す	る事	項								• • • • •	• • • • •	••••	• • • • •		••	3	5
		る事		- < > <	,,	<u> </u>	0 /	_ /	9 1.	• 1	•	13/2					•••••			3	6
	6	. 70	- •	農業	経営	基盤	強化	促進	事業	美の 5	実施	に関	し必	要な	事	項…	• • • • •	• • • • • •		3	
第6		農地中	間管		機構	が行	う特	例事	業に	_関	する	事業	48	• • • •	••••	• • • •	• • • • •	• • • • • •	••	3	8
第7		その他	1											• • • •		••••	• • • • •	• • • • • •	••	3	8
別紙	1	第 5	う の :	1 (1)	6関	係							• • • • •	••••	••••	• • • • •	• • • • • •		3	9
別紙	2	第5	う の [1 (2)	関係								• • • •		• • • •	• • • • •		••	4	2

経営指標の算出根拠調書

鶴居村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1. 農業の概要

鶴居村は、北海道釧路総合振興局管内のほぼ中央に位置しており、冷涼な気候と低位泥炭地等の立地条件のもとで、酪農を主体として大型化・近代化を進め生産性を向上させて今日の姿をつくりあげてきたが、土地基盤整備などの多大な投資による負債の重圧に加え、後継者不足、農畜産物貿易の自由化など内外経済の動向に左右されながら甚だ厳しい現状におかれている。

このような条件のもとで本村は、気象条件や草地面積、労働力、技術力などとの調和のとれた規模と合理的な生産方式を選択し、人と環境にやさしく、自然と共生した酪農の実現を基本に、需要の動向に配慮しながら安定的な生産をすすめると共に、家畜改良の促進や飼養管理技術の向上、経営管理面の充実強化、支援システムの充実などにより効率的で魅力ある酪農を確立しなければならない。

2. 農業の現状と課題

鶴居村の酪農は、土地基盤整備等の積極的な諸施策により著しい発展をと げてきたが、多額の負債、後継者不足等を起因とした離農が相次ぎ、現在も なお後継者のいない高齢化農家についてその傾向にある。

こうした中で農地の遊休防止のため、農用地利用集積計画に基づいた農地 の流動化を促進し、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図るべく、 農業振興地域整備計画に即し、引き続き秩序ある土地利用の確保に努める。

3. 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み方向

(1) 基本的な考え方

鶴居村の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の向上と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を推進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 鶴居村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、 農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来 (概ね10年後)の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業 経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者一人当たり年間おおむね480万円)、年間労働時間(主たる農業従事者一人当たり年間2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる 従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は(2)に定め る水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始後の5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア. 認定農業者の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた本村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化や ICT 等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ. 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人(協業経営型法人)など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係機関が連携して普及・啓発を行う。

また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待

されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・ 農地プラン」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整 活動を推進する。

このため、法人経営体数を令和5年度までに5万法人とする国の目標や、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本村の令和12年度における農業法人数の目標数を17経営体(令和3年12月現在:15経営体)とし、農業の法人化を推進する。

ウ. 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ. 新規就農者の育成・確保

鶴居村の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成 員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円 滑に継承する取組を推進する。

オ. 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労

働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ. 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5)農用地の利用集積と集約化

「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間機構(農地中間管理事業の促進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。(以下同じ。)の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条に位置づけられている農業者等による話し合いに基づき、アンケートや地図を活用し、地域における農業において中心的な役割を果たす経営体(中心経営体)、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6)多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農 畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化 など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMR センター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進 し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた 取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本村の令和3年の新規就農者は0人であり、過去5年間、横ばいの状況となっているが、従来からの基幹産業である酪農の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標
- (1) に掲げる状況を踏まえ、本村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。
- ア. 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本村においては年間2名の当該青年等の確保を目標とする。

イ. 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する 数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本村又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり年間2,000時間程度)及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり年間480万円)を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得250万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや指導農業士、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

5. 鶴居村は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力

のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず本村は、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で、濃密な指導を行うための体制を編成する等により、村全域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするために徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や認定農業者に対して上記の指導体制が主体となり営農診断、営農改善方策の提示を行い、地域の農業が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては本村農業委員会による農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全村的に展開し、集団化、連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

また、生産組織は効率的な農業経営を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。)等の組織経営体への発展母体として重要な位置付けを持っており、他産業に比べて立ち遅れている労働条件の整備を進めるほか、経営管理能力、取引信用力、雇用関係の明確化などのメリットを引き出す効果的な手段として、体制の整ったものから法人化へ誘導を図る。

家族経営についても、家計を分離し、若い農業後継者や婦人への労働報酬の支払いや定休日の設定など、労働条件の改善、経営管理面での充実強化などを主な目的として必要に応じて法人化を進める。

6. 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。) 第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営 の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら 認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農 業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本村が主体とな って関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。 また、経営の規模拡大及び安定を図るため、草地開発、草地の整備、改良 など、国営・道営等の各種基盤整備事業を実施するに当たっても当該実施地 区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこ のような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体 育成の観点から十分な検討を行う。 更に、生産性の向上や労働時間の短縮を図り、ゆとりある経営を実現するため飼養管理技術の向上や家畜改良による牛群能力の向上、畜舎環境の整備等による乳房炎の防止など衛生管理の徹底と土壌や粗飼料の分析診断に基づく施肥、給与設計など飼養管理の合理化、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」を踏まえた、家畜ふん尿の適切な処理と貴重な有機物資源としての土壌還元に努めながら、ヘルパー制度の強化や大規模経営を中心にフリーストール、ミルキングパーラー方式などの新しい管理方式の普及推進を図る必要がある。

- ※住宅環境についても、合併浄化槽設置による水洗化を推進するとともに、道路整備・現在使用されていない廃屋の撤去・花壇作り等により、農村らしい、周辺の自然を生かした景観美化に努めるものとする。
- 7. 鶴居村は、村及び農業委員会、農協の担当職員で構成する指導チームを設置し、農業改良普及センターの協力を受けて、農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は、今後認定を受けようとする農業者、生産組織体等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や、経営管理の合理化、経営改善方策提示等の研修会の開催等を行う。

特に大規模経営を目指す農業経営が展開しつつある本村においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームへの日本政策金融公庫の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本村又は近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

- 1. 現状の生産方式で効率的な酪農を目指す経営 ・経営類型 酪農 I 型 ・経営規模 経産牛40頭
- 2. 既存方式の改良で中規模酪農を目指す経営
 - ·経営類型 酪農Ⅱ型 ·経営規模 経産牛60頭
- 3. 省力方式による効率的な酪農を目指す経営 ・経営類型 酪農Ⅲ型 ・経営規模 経産牛80頭
- 4. 新たな生産方式で大規模酪農を目指す経営

- ・経営類型 酪農IV型 ・経営規模 経産牛100頭
- 5. 酪農専業で優れた組織生産を目指す経営
 - ·経営類型 酪農V型 ·経営規模 経産牛200頭
- 6. 新たな方式で大規模法人酪農を目指す経営
 - ・経営類型 酪農VI型 ・経営規模 経産牛400頭
- 7. 省力方式で黒毛一貫生産を目指す経営
 - ·経営類型 肉牛専業 ·経営規模 繁殖牛50頭
- 8. 野菜専業で優れた組織生産を目指す経営
 - ・経営類型 野菜専業 ・経営規模 経営面積40ha
- 9. 養液栽培で安定的な生産を目指す経営
 - ·経営類型 施設園芸野菜 ·経営規模 経営面積13a
- 10. 省力方式で羊乳加工生産を目指す経営
 - ・経営類型 羊乳加工 ・経営規模 羊36頭

経 類 型	経営規	模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の 態 様 等
酪農 I 型 (個別経営体)	〈作付章(牧り・・・ と 営 の 面 積 類 ない ・・ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	3 8 ha 2 ha 1 ha 4 1 ha 4 0 頭 6 0 頭	「現状の生産方式で効率的な酪農を目指す経営」 〈機械と、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・作決にパよ休農力コる農同 くき 補 いようと農活期確の減化、械) が ま が ま が と と と と と と と と と と と と と と と

経 営 類 型 経 営 規 模 生 産 方 式 酪農Ⅱ型 (作付面積等) ・牧草 (採草) 5 6 ha ・牧草 (放牧) 4 ha ・投草 (放牧) 4 ha ・その他 1 ha 経営面積計 6 1 ha ・育成舎 (300 ㎡) 1 棟	経営管理の法	農業従事の
(個別経営体) ・牧草(採草) 56ha 目指す経営」 ・牧草(放牧) 4ha 〈機械施設装備〉 ・その他 1ha ・搾乳舎兼牛舎(550 m²) 1棟	1 / 1 / 1 / 1 / 1	態様等
(何養頭数) ・経産牛 60頭 7万パレクーラー (4t) 1台 1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	思家作決にパよ休農力コる農同 く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

経 営 類 型	経営規模	生産方式	経営管理の法	農業従事の 態様等
酪農Ⅲ型(個別経営体)	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 70ha ・牧草(放牧) 10ha 2ha 経営面積計 82ha ※ 2ha 〈飼養頭数〉 ※ 80頭 ・育成牛 42頭 常時飼養頭数 122頭	「省力方式による効率的な酪農を目指す経営」 〈機械施設装備〉 ・搾乳舎(240 ㎡) 1 棟 ・育成舎(240 ㎡) 1 棟 ・バルククーラー(6t) 1 台 ・バルカーサイロ(1,200t) 1 基 ・ラグーン(1,600 ㎡) 1 基 ・ラグーン(1,600 ㎡) 1 技 ・ラグーン(1,600 ㎡) 1 枝 ・ラグーン(7m³) 1 台 ・ ラグーン(7m³) 1 台 ・ ラグーン(400 ㎡) 1 枝 ・ トラック(4t) 1 台 ・ フローメーーダー 1式 ・ コールベーラー(芯巻き) 1 台 ・ プロールベーラー(芯巻き) 1 台 ・ プロールベーラー(芯巻き) 1 台 ・ プリパーチで、東間 6 6 4 ト ング経産牛80寅、年間 6 6 4 ト ングの経産半80寅、年間 6 6 4 ト ングの経産半80寅・ジ ・ 和飼積を増加させイレージー ・ TMR 通年合本のは、村営牧 ・ 大田の間、大田の間、大田の間、大田の間、大田の前、大田の前、大田の町によるアリーのでで、大田の町は、大田の町によるアリーので、大田の町は、大田の町によるアリーので、大田の町は、大田の町は、大田の町によるアリーので、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町は、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田の町に、大田のの町は、大田のの町は、大田のの町は、大田ののは、大田のの町は、大田のの町に、大田のの町に、大田のの町に、大田のの町に、大田のの町に、大田のので、大田のので、大田のので、大田のの町に、大田のの町に、大田のの町に、大田のので、大田	7・経済し記のと計び勘に収理色実牛一活営方し記のと計び勘に収理色実牛一活理法て記実営画に制よ支 ―― 申施検タ用理 のと簿帳施農並組度る管 の デの	ででは、 ・作決にパよ休農力コる農同 く・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

経営			経営管理の	農業従事の
類型	経 営 規 模	生 産 方 式	方法	態様等
酪農V型	〈作付面積等〉	「酪農専業で優れた組織生産を目	・青色申告の	・常時作業人員
(法人経営体)	・牧草(採草) 1 4 0 ha	指す経営」	実施	は6人で2人
	・その他 3 ha	〈機械施設装備〉		は休日(月に
	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	・成牛舎 (2,000 ㎡) 1 棟	・パソコンに	5日間、年間
		・育成舎(600 ㎡) 1 棟	よる経	61日)を取
	 〈飼養頭数〉	・搾乳舎 (300 ㎡) 1 棟	営や乳	得する体制
	・経産牛 200頭	・事務所(168 ㎡) 1 棟	検 成 績	と、構成員同
	・育成牛104頭	・バンカーサイロ(4,000t) 1基	の分析、	士の話合いに
		・糞尿処理施設 1式	飼料設	よって連続休 暇の実施
	一门"小科民类然" 001类	・分娩牛舎 (300 m²) 1 棟		・定期的な休日
		• 飼料調整棟 (200 m²) 1 棟	計や牛	により家庭菜
		・トラクター (60~70ps) 4台	群、事務	園や花壇作
		・トラック (4t) 2台	管理	り、家族旅行
		・スラリーローリー (自走式) 1台 ・スフリージャージャー(自走式) 1台		など充実した
		・フォレージ ハーへ スター (自走式) 1台・タイヤショベル (40ps 級) 1台		農村生活
		・タイヤンヨペル (40ps 級) 1日		・社会保障の充
		〈その他〉		実:労働保険、
		・個別農家4戸の結合による法人経		年金、退職金
		営体で、フリーストール、ミルキ		制度の創設
		ングパーラー方式により経産牛		
		200頭、年間生乳生産1,78		〈労働力〉
		0トンを実現		・主たる従事者
		・個別農家の所有地は法人に出資。		4人
		近隣農家から不足分を借入		・補助従事者
		・18頭ダブルの効率搾乳		4人
		・粗飼料自給率向上のために土地利用面積を増加させ、良質乾草及び		・ヘルパー
		低水分牧草サイレージ主体の		
		TMR 通年給与		
		・大型自走式ローリーにより糞尿の		
		全面散布(土壌浸食の防止と地力		
		対策)		
		・収穫調整作業は自走式ハーベスタ		
		ー活用による班体制の組作業		
		・育成牛は5~10月の間、村営牧		
		野、農協牧野へ預託		

経 営 類 型	経営規模	į.	生 産 方 式		経営管理の 法	農業従事の 態 様 等
酪農VI型 (法人経営体) 〈作作 ・牧」 ・そで 経営で 経営で ・	面積計 28 養頭数〉 産牛 40 丸牛 20	0 ha 3 ha 3 ha 0 gg 8 * · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	「新古人」 「新古人」 「大大学 「大大学」 「大大学 「大大学」 「大大学 「	1111111142111 法ミ経, 出 土草主 糞と べ業棟棟棟棟基式棟棟台台台台台 経キ牛6 。 利びの の力 タ	7・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・は人に間取と士よ暇定に園りな農社実年制 《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

経 営	Joseph NV 110 110	,, ,, ,, ,,	経営管理の	農業従事の
類型	経営規模	生 産 方 式	方法	態様等
肉牛専業	〈作付面積等〉	「省力方式で黒毛一貫生産を目指	・経営管理の	・家族労働の作
(黒毛一貫)	• 牧草(採草) 3 2 ha	す経営」	方法と	業別分担制
	・牧草(放牧) 6 ha ・その他 2 ha	〈機械施設装備〉	して簿	・作業記録の整 備
		・成牛舎(860 m²) 1 棟 ・肥育育成舎(750 m²) 1 棟	記記帳	VH
	経営面積計 40ha	・草舎(400 ㎡) 1棟	の実施	
	 〈飼養頭数〉	・敷料舎 (100 m²) 1棟	と、営農	〈労働力〉
	繁殖牛50頭	・堆肥盤 (200 ㎡) 1 基	計画並	・主たる従事者
	・育成牛等 99頭	・尿溜(180m³) 1 基	びに組	1人 ・補助従事者
		・温水器(灯油式) 1台		1人
		・トラクター (60~70ps) 1台	勘制度	_,,
		・トラック(2t) 1台 ・ショベルローダー(40ps 級) 1台	による	
		- ・、キシング・ワコ・ン (牽引型) 1台	収 支 管	
		- ・家畜計量器 (デスク型) 1台	理	
			・青色申告の	
		(2 - 11)	実施	
		(その他)		
		・黒毛和種の特性を最大限に発揮させる飼養管理で、低コスト肉牛生		
		産と有利販売を実現		
		・繁殖率の向上:分娩間隔12.5		
		カ月、分娩率97.1%、6産9		
		才更新で年中分娩、更新繁殖牛は		
		自家更新(15カ月種付) ・肥育技術の向上: 牛群の資質改良		
		や肥育牛のグループ化によるス		
		トレス低減で効率的な肥育(26		
		カ月令、生体698kg 出荷を目		
		標)		
		・ミキシングワゴンの利用により、		
		■ 飼料混合、給餌作業は効率的 ・畜舎消毒、疾病予防など衛生プロ		
		グラムによる事故率の低減(5%		
		未満)		
		・糞尿はショベルローダーにより舎		
		外堆肥場に搬出し、堆肥として全		
		量還元		

経営			経営管理の	農業従事の
性 B 世 世 世 世 世 世 世 世 世	経営規模	生 産 方 式	方と法	展 来 促 事 の 態 様 等
野菜専業(だいこんー賞生館)	〈作付面積等〉 ・だいこん 40 ha ・その他 2 ha 経営面積計 42 ha	「野菜専業で優れた組織生産を目 指す経営」 〈機械施設装備〉 ・トラクター(30~90ps) 2 台 ・ブロート キャスター(300 ぱぴ) 1 台 ・播種用トラクター(30ps) 1 台 ・事務所(168 ㎡) 1 棟 ・農用トラック(2t) 1 台 ・スプレーヤ 1台	・パよ さい はい	・時期に合わせ た就業規則の 導入 ・機械化による 作業環境の改善 ・定期的な休日 の確保
		〈その他〉 ・作付面積の倍の畑を確保し、連作障害を防ぐ ・休耕地は緑肥、堆肥の施肥による地力の維持増進 ・土壌診断による適切なほ場管理		〈労働力〉 ・主たる従事者 5人 ・補助従事者 2人 ・常時雇用 8人

経営			経営管理の	農業従事の
類型	経営規模	生 産 方 式	方法	
施設園芸野菜	〈作付面積等〉 ・養液栽培 ホウレンソウ 13a 経営面積計 13a 13a	「養液栽培で安定的な生産を目指す経営」 〈機械施設装備〉 ・ビニールハウス 2棟 ・水耕栽培施設 2式 ・養液管理システム 1式 ・保管用定温庫 1台	・パよ 営・間 コる 作 労 財 務 務 で 理	用による作業別分担
		(その他) ・培養液での栽培による連作障害の 回避 ・養液管理システムによる省力化		

経 類 型	経営規	模	生 産 方 式	経営管理の 法	
羊乳加工(製品加工)	〈作付面積等〉 ・牧草(放牧)	3 0 ha	「省力方式で羊乳加工生産を目指 す経営」	・経営管理の 方 法 と	・家族労働の作 業別分担制
	経営面積計	3 0 ha	〈機械施設装備〉 ・搾乳舎兼牛舎(120 ㎡) 1 棟	して簿	・作業記録の整 備
	〈飼養頭数〉	o o → - -	 加工施設 (60 m²) 1棟 モービルミルカー 1台 	記記帳の実施	
	・羊 一 常時飼養頭数	36頭	・倉庫(200 m²) 1 棟	と、営農	〈家族労働力〉 ・主たる従事者
	们可到民类外	0 0 24	・トラック(2t) 1台	計画並	2人
				びに組勘制度	
				による	
				収支管理	
				・青色申告の	
				実施	

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標

第1の3の(3)に示したような目標を可能とする効率的、かつ安定的な 農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を 踏まえつつ、本村における主要な営農類型は、第2で定めるものと同様であ る。

- 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - 1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本村の農業の持続的な発展を図るため、第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備	考	
概ね95%			

又、効率的かつ安定的な農業経営における農地の面的集積の割合が高まるよう努める。

- 2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - ① 農用地の利用状況、営農活動の実態等の現状

認定農業者への農地集積状況については、立地条件や法人経営化等の経営規模拡大による農用地確保の必要性から、一部において経営農地の分散がある。又一部の条件不利地においては遊休農地化が進んでいる。

農業者の高齢化と後継者不足もあり、農業生産性向上のため農作業共同 化が求められている。

② 今後の農地利用等の見通し

今後、農業者の後継者不足、高齢化に伴う離農が想定され、離農後の農地の受け手の確保、遊休地の防止、農用地における効率的な生産維持が課題となっている。

③ 将来の農地利用のビジョン

認定農業者の育成・確保、法人化の推進、新規就農者の育成・確保を図るとともに、これらの者への農用地の集約化の実現を進めていく。

④ 実現するための具体的な取組の内容

認定農業者制度の普及活動の実施、法人設立に関する助言活動・研修会の実施、新規就農のための研修体制の整備、新規就農に提供する農地情報の整備、地域ぐるみで行う土地利用に関する話し合いの促進、コントラクター(農作業受託体制)の整備、酪農ヘルパー制度の強化を図っていく。

⑤ 関係機関及び関係団体との連携等

村は、農業委員会、農業協同組合、その他農業関係団体と相互に遊休地 や離農予定者の情報を共有し、認定農業者や新規就農者等への農用地利用 の集積化を推進するために連携を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

鶴居村は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、鶴居村農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

鶴居村は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進 する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業 これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとし、以下、 各個別事業ごとに述べる。
- 1. 利用権設定等促進事業に関する事項
- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
 - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設

定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア. 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて (農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて) を備えることとなること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業 従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をい う。) がいるものとする。
 - (オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ. 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者 が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜 の事業を行うことができると認められること。
- ウ. 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(ウ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法代7条第1号に掲げる事業の実施によって、利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号。以下「政令」という。)第5条で定める者を除く。)は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア. その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用 地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後 の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の 事業を行うとみとめられること。
 - イ. 鶴居村長への確約書の提出や鶴居村長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ. その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有 適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等 が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の 設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の受委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 鶴居村は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者(地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。
- ② 鶴居村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる 要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。 ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地法に 基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであるこ と。
 - ウ. 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 鶴居村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 鶴居村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知

するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 鶴居村農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)若しくは認定新規就農者(法第14条の4第1項の認定を受けた者)(以下「認定農業者等」という。)から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、鶴居村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体又は営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める 農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場 合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の 満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

- ① 鶴居村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農 用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、 鶴居村農業委員会の決定を要しない。
- ② 鶴居村は、(5)の②の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利

用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、鶴居村は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 鶴居村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を 定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規 定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)に ついて、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地 及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その 他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並び に利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資 するようにする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥のウの事項について、鶴居村はこれらを実行する能力があるか を確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払いの相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準並びに決済の相手方及び方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価(現物出資に伴い付与される持ち分を含む。)並びにその支払(持ち分の付与を含む。)の相手方及びその方法
- ⑥ ①に規定する者が (1) の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

- ア. その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ. その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ. その者が、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する 能力についての事項
- ① ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権 の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経 営の状況

(8) 同意

① 鶴居村は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

- ② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例
 - ア. 鶴居村は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る 土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知すること ができないもの(以下「共有者不明農用地等」という。)があると きは、鶴居村農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について 共有持分を有する者であって確知できないもの(以下「不確知共有

者」という。) の探索を要請し、鶴居村農業委員会は不確知共有者 の探索を行う。

- イ. 鶴居村農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。
- ウ. 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

鶴居村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を鶴居村公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

鶴居村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12)農業委員会への報告

解除条件付きの賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を鶴居村農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

鶴居村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消等

- ① 鶴居村の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア. その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周 辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の 確保に支障が生じているとき。
 - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下 に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
 - ウ. その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する 役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従 事していないと認めるとき。
- ② 鶴居村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア. (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ. ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 鶴居村は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消に係る事項を鶴居村の公報に掲載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 鶴居村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消し に係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。
- ⑤ 鶴居村農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利

用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは、農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。鶴居村農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、村又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めると共に、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携 の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の 意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、 それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化 対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

- 2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1)農用地利用改善事業の実施の促進

鶴居村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3)農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の 効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化 その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程 を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進する ものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化 に関する事項
 - オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利 用関係の改善に関する事項
 - カ. その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行 方策を明らかにするものとする。

(5)農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域農業関係者等の組織する 団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を鶴居村に提出して、農用地利用規程について鶴居村の認定を受けることができる。
- ② 鶴居村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る ために適切なものであること。
 - ウ. (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善 に資するものであること。
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農 用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施 する見込みが確実であること。
- ③ 鶴居村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を鶴居村公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)(以下「政令」という。)第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等 及び農作業の委託に関する事項
 - ③ 鶴居村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア. ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ.申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等 又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業 法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは 農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る 農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認め られること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用 地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特 定農用地利用規定は、認定計画とみなす。

(7)農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認められたときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ. 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ウ. 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - エ. その他農林水産省令で定める事項
- ③ 鶴居村は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を鶴居村公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、鶴居村に意見書を提出することができる。
- ④ 鶴居村は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、鶴居村は(5)の①の認定を行う。
 - ア. 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ. 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農 用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合

に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けたには、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況 に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、鶴居村の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(農林水産省令施行規則第22条で定める軽微な変更を使用とする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を鶴居村に届け出るものとする。

- ③ 鶴居村は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は ①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規 定による変更の認定又は届出について準用する。

(9)農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 鶴居村は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 鶴居村は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、

農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

- 3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進

鶴居村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせ んの促進
- イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業 受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

鶴居村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の強化や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の促進に関する事項 第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機 関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。
- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
 - ① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等 と連携しながら、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報(研修、 空き家に関する情報等)の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家 等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行 う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるほか、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
 - ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

鶴居村は北海道立農業大学校や農業改良普及センター、農業委員会、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また地域との交流を促進するため、各種交流会への参加を促すとともに機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

農業改良普及センターによる学習会や調査・研究するための活動、先進 地視察研修等の支援を実施する。 ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への 誘導

人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業、村が独自に行う支援策を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

⑤ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、公益財団法人北海道農業公社、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1)農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 鶴居村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基 盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
 - ア. 村は、中山間地域等直接支払制度(平成22年度~)の活用により農業者並びに農地の確保を図り、この事業により安定的な経営の継続に資するよう努める。
 - イ. 国営及び道営等の各種基盤整備事業も積極的に活用し、生産性の高い土地基盤を作るよう推進していく。
 - ウ. 交換分合事業を利用して農地の集団化を図り効率的かつ安定的な農業経営が出来るよう努めるものとする。
 - エ. 大型経営を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るため にフリーストール・ミルキングパーラー等の導入を積極的に推進し、 望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
 - オ. 村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、 農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する ものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

鶴居村は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用 地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促 進方策について検討することともに、今後10年にわたり、第1で掲げ た目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に 資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹 立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、鶴居村は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1. 鶴居村は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2. 鶴居村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保 有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報 提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令 4 年 3 月 31 日から施行する。

別紙1 (第5の1の(1)の⑥関係)

- 1. 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第 2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ 定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農地法政令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定 する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他 当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供す るため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成 十四年法律第百二十七号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施 によって利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人 (対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設 の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4) に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - ア. 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合に おけるその開発後の農用地を含む。)
 - ・・・第5の1の(1)のアの(ア)(法第18条第3項第2号イ) に掲げる事項
 - イ. 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は 家畜の放牧の目的に供される土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ. 農業用施設の用に供される土地 (開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- 2. 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農 用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限 る。)

- (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象 土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合か つ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地につ いて利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)
- (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項 第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地 として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受 ける場合に限る。)
- (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条2項第2号に掲げる 事業を行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業 に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4) に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。
 - ア. 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は 家畜の放牧の目的に供される土地
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - イ.対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の 用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけ るその農業用施設の用に供される土地を含む。)
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- 3. 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。
- (1)土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人(対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供されるため利用権の設定等を受ける場合に限る。)
- (2) 農業近代化資金融通法政令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、 第8号又は第9号に掲げる法人(対象土地を農業用施設の用に供される 土地として当該法人の行う事業に供されるため利用権の設定等を受け る場合に限る。)
 - 対象土地を農業施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。 ア. 対象土地を農業施設の用に供される土地(開発して農業施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるそ

- の農業用施設の用に供される土地を含む。)
- ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第5の1の(2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の 設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)

- 1. 存続期間は5年(農業者年金制度関連 の場合は10年、開発して農用地とする ことが適当な土地について利用権の設 定等を行う場合は、開発してその効用を 発揮する上で適切と認められる期間そ の他利用目的に応じて適切と認められ る一定の期間)とする。ただし、利用権 を設定する農用地において栽培を予定 する作目の通常の栽培期間からみて5 年とすることが相当でないと認められ る場合には、5年と異なる存続期間とす ることができる。
- 2. 残存期間は、移転される利用権の残存 期間とする。
- 3. 農用地利用集積計画においては、利用 権設定等促進事業の実施により設定(又 は移転) される利用権の当事者が当該利 用権の存続期間(又は残存期間)の中途 において解約する権利を有しない旨を 定めるものとする。

② 借 賃 の 算 定 基 準

- 定により農業委員会が提供する地域の 実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮 し、当該農地の生産条件等を勘案して算 定する。
- 2. 採草放牧地については、その採草放牧 地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比 準して算定し、近傍の借賃がないとき は、その採草放牧地の近傍の農地につい て算定される借賃の額を基礎とし、当該 採草放牧地の生産力、固定資産税評価額 等を勘案して算定する。
- 3. 開発して農用地とすることが適当な土 地については、開発後の土地の借賃の水 準、開発費用の負担区分の割合、通常の 生産力を発揮するまでの期間等を総合 的に勘案して算定する。
- 4. 借賃を金銭以外のもので定めようとす る場合には、その借賃は、それを金額に 換算した額が、上記1から3までの規定 によって算定される額に相当するよう に定めるものとする。この場合におい て、その金銭以外のもので定められる借 賃の換算方法については「農地法等の一 部を改正する法律の施行について」(平 成13年3月1日付け12経営第11 53号農林水産省事務次官通知)第6に 留意しつつ定めるものとする。

③ 借 賃 の 支 払 方 法

- 1. 農地については、農地法第52条の規 1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定 める日までに当該年に係る借賃の全額 を一時に支払うものとする。
 - 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業 協同組合等の金融機関の口座に振り込 すっことにより、その他の場合は、賃貸人 の住所に持参して支払うものとする。
 - 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合に は、原則として毎年一定の期日までに当 該年に係る借賃の支払等を履行するも のとする。

④ 有 益 費 の 償 環

- 1. 農用地利用集積計画においては、利用 権設定等促進事業の実施により利用権 の設定(又は移転)を受ける者は当該利 用権に係る農用地を返還するに際し民 法の規定により当該農用地の改良のた めに費やした金額その他の有益費につ いて償還を請求する場合その他法令に よる権利の行使である場合を除き、当該 利用権の設定者に対し名目のいかんを 問わず、返還の代償を請求してはならな い旨を定めるものとする。
- 2. 農用地利用集積計画においては、利用 権設定等促進事業の実施により利用権 の設定(又は移転)を受ける者が当該利 用権に係る農用地を返還する場合にお いて、当該農用地の改良のために費やし た金額又はその時における当該農用地 の改良による増価額について当該利用 権の当事者間で協議が整わないときは、 当事者の双方の申出に基づき鶴居村が 認定した額をその費やした金額又は増 価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	② 借 賃 の 算 定 基 準	③ 借 賃	の支	払	方	法	4	有	益	費	の	償	還
Iの①に同じ。	 混牧林地については、その混牧林地の 近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の 形態、当事者双方の受益又は負担の程度 等を総合的に勘案して算定する。 農業用施設用地については、その農業 用施設用地の近傍の農業用施設用地の 借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃 がないときは、その農業用施設用地の近 傍の用途が類似する土地の借賃の額、固 定資産税評価額等を勘案して算定する。 開発して農業用施設用地とすることが 適当な土地については、Iの②の3と同 じ。 	Iの③に同じ。					I Ø(4)に同 1	C.				

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存	続	期	間	② 排	益の	算 定	至 基 準		3 #	員 益	の決	済	方 法	4	有	益	費	\mathcal{O}	償	還
Iの①に同じ。				売額(共済金を含 に係る経費	む。) か	受託に係る類 ら農業の経営 することに。	4 (③中の 「賃貸 がある)「借賃 貸人」と	」とある あるのは は、受託	のは 、「委託	おいて I の 「損益」と、 £者」 (損失 う。)」と読)(こ同)	· · ·				
				当たっ の償却 実施者	ては、農業 費、事務管 又は農業&	資材費、 理費等の E営受託	経費の算定に農業機械施設におい、農作業者の適正な気にするもの。	支气力												

①対価の算定基準

土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。

② 対価の支払方法

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③所有権の移転の時期

農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合 の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。